

報道関係者 各位

令和5年5月29日(月)

【照会先】

総務部労働保険適用・事務組合課

課長 鈴木 美由紀

課長補佐 西尾 詔子

(代表電話) 052(219)5503

内線 550、551

6月1日から労働保険料年度更新手続きが始まります ～雇用保険率変更により確定保険料の算定方法が例年と異なります～

令和5年6月1日(木)から令和5年7月10日(月)まで、労働保険料年度更新の受付を実施します。

ポイント

- 今年度の年度更新は、令和4年度中に雇用保険率に変更されたことにより、
- 令和4年度確定保険料額にかかる計算を、
前期 令和4年4月1日～9月30日と
後期 令和4年10月1日～令和5年3月31日
に分けて算定していただく必要があります。
 - これに伴い、年度更新申告書の様式を変更し「期間別確定保険料算定内訳」欄を設けましたので、こちらへのご記入が必要となります。
 - また、令和5年度概算保険料に係る雇用保険料率に変更されています。

厚生労働省では、申告書作成に便利な「年度更新申告書計算支援ツール」をホームページに公開しています。

また、愛知労働局 YouTube チャンネルでは、年度更新期間中「申告書の書き方解説動画」を公開していますので、ぜひご利用ください。

愛知労働局版 5分でわかる！「申告書の書き方解説動画」

※こちらのQRコードから愛知労働局ホームページに入り
リンクを確認してください。



なお、愛知労働局では電子申請による申告を推奨しており、上記 YouTube チャンネルに「電子申請の解説」動画も公開しています。

電子申請は、24時間いつでもどこでも手続き可能、あわせて電子納付を行えば、スピーディに年度更新が完了しますので、こちらもぜひご活用ください。

令和5年度雇用保険料率のご案内

- ◆ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
 - ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。）。
 - ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

<令和5年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	①	②		①+② 雇用保険料率	
		労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率		雇用保険二事業の保険料率
一般の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・清酒製造の事業		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

